わが国における投資者保護基金制度

米国との比較から見えてくること

Ι.

はじめに

なっている)と言う。また、米国では、わが国 0

萬

澤

陽

子

ように投資者保護基金に相当する機関は存在する

先日、韓国の弁護士と米国の弁護士と昼食を一

緒にする機会があり、その際、証券会社の破たん

した際、日本投資者保護基金が顧客の保護を行う 証券会社が破たん

法制の話になった。日本では、

ことになっていると言ったら、彼らの国では異な るとのことであった。まず、 韓国にはそのような

制度がない(より正確には、かつてはあったが、

ことは、

現在はそのうちの一部のみが保護される仕組みに

在ならリーマンブラザーズ証券会社(Lehman

が、同機関は証券会社の破たん処理

Brothers Inc.) の清算 (liquidation)) の中心的

当する機関が、ある国では存在せず、別の国では なっているという。わが国の投資者保護基金に相 役割を担い、それに関する多くの訴訟の当事者に

わが国とは異なった方法で活動している――この わが国における投資者保護基金が、そも

そもどのような意義を有し、どのような役割を

(例えば、現

条文

(金商法七九条の二〇から七九条の八〇)

わ 供 担 国と比較しながら検討してみたいと思う。 が ĺ つて こてい 国 (V おける投資者保護基金制度について、 るの るように思わ か ï つい て、 ħ る。 改めて考える機会を提 そこで、 本稿では、

米

II金 制度 わが 国における投資者保護基

保護基金という制度を設けている 券取引に対する信頼性を維持するために、 の破たんに際して投資者の保護を図り、 金 融 商 品取引法 以下、 金商法) (六〇にも及ぶ は、 もつ 証券会社 投資者 て証

> に補償をする。この資金は、 綻 を行 業者としての登録を取り消された、 基づいて、当該証券会社の一般顧客が 還に係る債務の円滑な履行が困 行った等の証券会社について、 廃止をした、 て有する債権のうち、 届出に関する公告を行い、 した証券会社に代わって、 った場合、 ある 当該業者 1 は破産手続開始 「顧客資産」につい 0 当該 会員である証券会社 一〇〇〇万円を上限 般 その顧客資産 顧客による請 難であるとの認定 般 又はその 顧 等 同社 客 Ď 申 Ō に対 て、 請 立 求 求 0 てを 業 破 ľ 汳 0 0

0) 13 日設立) ら、「日本投資者保護基金」(一九九八年一二月 ては、 資金を負担しなければならないことになって が唯一 すべ ての証券会社は の投資者保護基金である現在に 同 基 金 13 加 入し、

そ お 保護基金に加入することが強制されていることか

が負担することとされており、

証券会社は投資者

る

定されてい

. る 。

負担

金、

監督及び解散などに関して詳細

に規 業

投資者保護基金の設立から、

会員、

管理、

同基金 つは二〇〇〇年 一の補償例は、 -の 南 これまでに二件存在する。 証券の事例、 もう一つは二

商品 補償が行われた。補償額は、 督庁による破産申立てがなされ、 分別管理されるべき顧客の資産を運転資金に流用 金額の不足が生じていた状況で、 一二年の丸大証券の事例である。 取引業者としての登録を取消され、 両社ともに、 同社

務が適切に履行されていれば、

証券会社が破たん

己破産申請したことを受けて、投資者保護基金の 七〇〇〇万円であった。 三五億円 するなどして、顧客分別金信託として信託すべき れてい なかった)、 (当時は一○○○万円という上限が 丸大証券の事例では約 南証券の事例では約 丸大証券は金融 南証券は金融監 設け が自 億

する金銭・有価証券、 関連業に係る取引等に関して一般顧客の計算に属 である必要が 基金のは 補償の対象となるためには なあり、 顧客資産」 当該業者が一般顧客から預 とは、 顧客資産 有価 証券

> 定額を信託すること等が求められており、 七九条の二〇第三項)。 託を受けた金銭 行わないこととなった場合に顧客に返還すべき一 有財産と分別して管理し、 顧客から預託を受けた金銭・有価証券を自己の ・有価証券とされている 証券会社は、 証券会社としての業を こういった (金商 当該義 固

ウェブサイトが挙げている例としては、証券会社 しかし、 しても顧客資産は顧客に返還できるはずである。 何らか の理由により (投資者保護基金の

が信託すべき金額について、 週間に 一回行えばよいことから最大一週間 その差替えが法令上 分の

計算上のタイムラグが生じる場合など)、

顧客に

際に、 返還すべき金額に足りなくなる状況があり、 の二つの事例のように、 補償が行 われるとされている。 補償が行われる。 分別管理が適切になされ また、 上記 その

ていなかった場合にも、

社を発行会社とする社債の引受けの申込み買付代 釈されるか)は、それほど明確ではない。これに 金を支払った者Xが、 ある。すなわち、 の返還に係る債務の円滑な履行が困難であるとの ついて、南証券の破たんを巡って争われたことが 合に、どこまで補償対象となるか 投資者保護基金が南証券による顧客資産 南証券が募集した、 同証券会社の破産申立てが (顧客資産と解 Ą В

С

ただ、

分別管理が適切になされていなかっ

た場

償対象となる「顧客資産」に該当するために 件預託金が南証券から本件各社債発行会社 していないなどの事情があった。当時、 ている)、 本件各社債の払込期日が経過しても本 基金 は 一の補 移 動

券取引法七九条の二○第三項二号)といえる必要 「証券会社が一般顧客から預託を受けた金銭」 (証

Xらの払込金が、「証券業に係る取引」に関して

あり、 および が することなどから「証券業に係る取引」に当たる 般顧客から預託を受けた金銭」であること、 Xらの支払った社債買付代金は 南証券とXらの間 の取引は事実として存在 「証券会社

提訴したのである。この背景には、

本件

の社債発

行会社が、

南証券の詐欺的投資勧誘を行うため

| パ | ・

カンパニーであり

(南証券の当時

0

社 0 認定を行ったことを受け、補償金の支払いを請求

したところ、投資者保護基金が請求を拒んだため

券との と主張した。 札 .幌地裁及び札幌高裁は、 間 の本件各社債募集取扱契約が実 Ą В C 社 体 と南 0)

不成立または無効なものとするなら、それを

長は、 本件社債に関する詐欺的投資勧誘を行ったとされ 投資者の信用を得るために南証券を買収 詐欺的 [投資 の勧誘を過去にも行っ てい た者

との間の各社債募集取扱契約は不成立又は無効で

があったところ、Xらは、

A B

C社と南証

係る取引」に当たらないなどと述べて、 前提とする南証券とXらの間 の取引は 「証券業に 原告の請

求を棄却した。

取引 いう、 て、 当然に南証券とXらの間の取引が「証券業に係る ひいては証券取引に対する信頼性の維持を図ると 不成立又は無効であったとしても、そのことから 会社と南証券との これに対して、最高裁判所は、 補償対象債権の支払によって投資者の保護、 基金が設けられた趣旨等にかんがみると、 の該当性を有しないことにはならないとし 間の本件各社債募集取扱契約が 本件各社債発行

Xらの請求を認容した。

このように、

取引が実体のない

仮装

0

b

ので

されたものであるが、そのことをXらが知らな が南証券によって証券業に係る取引のように仮 裁へ差し戻した。差戻控訴審では、本件社債取 かったことにつき重大な過失はなかったとして 取引」の該当性が否定されるとされた)、 つき重大な過失があるときには、 「証券業に係る 札幌

知らないことに重過失なく)証券会社に預託 あっても、その事実を顧客が知らないで (または -126

ては、分別保管義務を補完することが基金の主 産」に該当するとされた。 もっとも、 これに うい

目的であることから、証券会社が会社ぐるみで投

『金融商品取引法入門 [第三版]』四八八頁) ことに疑問が残るとの立場 資者を騙した場合に投資者の救済を図ろうとする (近藤=吉原 や、

同取引のように仮装して行った取引も含まれると 会社が証券業に係る取引の実体を有しないのに、

証券業に係る取引」には、

本件のような、

証券

金銭については、

基金の補償対象となる「

顧客資

ら、 緊密な関係にあるものとして創設されたことか 投資者保護基金制度は顧客資産の分別保管制度と の被害者を救済するための制度ではないとの立場 、川口恭弘・私法判例リマークス二○○八(下)九 分別保管を観念しがたい詐欺的行為について

米国における投資者保護基金

は、

頁

など有力な批判がなされている。

く

証

券 投資

者 保

護

法

(Securities

Investor

な

融 す

制 度

 \prod

償 当する機関として、SIPC 在する。しかし、その活動や役割、およびその補 tor Protection Corporation、以下SIPC)が存 13 対 米国においては、 以下、 象の 解釈につい 検討する。 わが て、 国の投資者保護基金に相 わが国と異なる点も多 (Securities Inves

その中心にある役割

(1) る主要な法である証券法や証券取引所法では 商品取引法に相当する)米国の証券取引を規 SIPC制度については、 (日本にお ける金 制

Protection Act, ディーラー れている。同法には一六の条文があり、その中に 日本の 証券会社 以下、 以下SIPA)によって規定さ 証券業者という)が に相当するブロ] $\widehat{}$ 力 定の]

められた資金で運営されることなど、 いことや、SIPCは会員の当該証券業者から集 例外を除いて)SIPCに加入しなければならな わ が 国 [の投

れは、 かもしれないことに、すぐ気付くはずである。 イトルを見ただけで、わが国と大きく異なる制 資者保護基金と類似するものもあるが、条文の 同法の条文の中心が、 (冒頭 の米国 の弁護 度 夕

士との会話にもあったように)

証券業者の破たん

で述べられているように、SIPAの目的とは、 に業者に預託していた金銭や有価証券が紛失していた、あるいはその取戻しに長ったらしい破産手いた、あるいはその取戻しに長ったらしい破産手にきを経なければならないといった顧客を保護し、投資者の信頼を回復することであり、同法にし、投資者の信頼を回復することであり、同法にし、投資者の信頼を回復することであり、同法にし、投資者の信頼を回復することであり、同法になる。

処理手続における顧客の保護に関するものになっ

ているということである。

すなわち、

多くの判例

は同 客」とされた者には、現存する顧客資産が比 有利な地位で、厚い保護を受けられるようになっ ることによって、 に分配され、それで足りない部分については、 満たすことである。 金銭の場合は二五万ドルを上限に資金を融通され IPC基金から、 . 時に) 顧客の純持分 (net equity) 当該証券業者の一般債権者より 有価証券の場合は五〇万ドル、 すなわち、SIPA上 の請 0 例的 求 S 顧 を

② 証券業者の破たん処理の具体的手続

該業者の破たん処理(清算手続き)における受託され、当該裁判所が保護判決書を発行したら、当され、当該裁判所が保護判決書(protective decree)発行の申請をすることによって開始され、当該裁判所が保護判決書(protec-財産の場合のでは、SI

的

速やかに、

顧客名義の有価証券を当該顧客に返

れていた金銭又は有価証券)

を分配し、(事前又

および顧客資産

(顧客口

座に預託さ

PAは明快な答えを用意している。それは、どのようなものであろうか。これについて、

では、SIPAの考えている顧客の保護とは、

可 S 及 I

ているのである。

該合 判所 金銭 なければならず、それを受けて返還の請求をする について、 当該受託者は、 託者ということである。受託者が選任されたら、 続であり、それを中心的に行う役割を担うのが受 般的な破産手続きと同じ裁判所で行われることに られており、 顧客はその旨申し出なければならない。 かった金銭があればそれを取り戻し、返還すべき 衆国裁判所は、すべての清算手続きを破産裁 (bankruptcy court)に移送することが求め 有価証券があればそれを返還するなどの手 新聞による公告および個別の通知をし その後の手続は、証券業者以外の一 当該証券業者の清算手続きの なお、 開始 当

(3)補償対象となる「顧客」に関する解釈

き金銭があればそれを取り立て、支払うべきでな

算手続きとは、

当該証券業者に支払ってもらうべ

者

(trustee) を選任することが要求される。

清

以下、 るが、 は、「証券業者としての通常の業務の過程にお 投資者の債権が「顧客資産」に該当する必要があ ることが求められる。米国における わ が国では、 米国では、補償を請求する者 (claimant, 請求者) が 前述のように、 「顧客」(customer)に該当す 補償のためには 「顧客」と 61

保管された証券を基礎に請求権を有する者」又は を指す、以下同様])によって受領、取得または 者(debtor [筆者注:破たんした証券業者のこと (in the ordinary course of its business) …債務

7

…あるいは譲渡を有効なものにするために…証 保護預かりを目的に、 若しくは売却するために、

れた証券を基礎に請求権を有する者」とされてい 口座で、債務者によって受領、取得または保管さ

しかし、制定法上の文言に該当すれば必ず「顧 ((15 U.S.C. § 78III(2)(A))°

る

なる。

矛盾する解釈さえしてきたのである。

以下では、

米国の裁判所における「顧客」に関する解釈につ

て、

特徴と思われる点を取り上げる。

35 要件を不要としたり、さらには制定法の文言とは 展とも整合性を保つ形で、事案を判断するからで は、「顧客」の持つ意味の特殊性を強調し、その は、「顧客」の持つ意味の特殊性を強調し、その は、「顧客」の持つ意味の特殊性を強調し、その とも整合性を保つ形で、事案を判断するからで 関は、判例法主義を採っているため、判例法の発

客」と解釈されるかというと、そうではない。米

補償は受けられない、という表現でも、たびたびでの)顧客であったとしても請求権の基礎のある金銭や有価証券に関して「顧客」と言えなければ金銭や有価証券に関して「顧客」と言えなければ、あるがでであったとしても

① 「顧客」の範囲――狭く解されるべき、との

これは、SIPCによる手続は破たんした証券業とは、裁判所が一貫して取ってきた立場である。「顧客」の範囲は狭く解されるべき、というこ

『証券業者に証券を貸していた』のに、「顧客」該

② 「顧客」の範囲に関する制定法の改正

判決で述べられている。

否定した。

と SIPC v. Executive Securities Corp. 判決であ 当性が否定された第二巡回区合衆国控訴裁判所の 二つの判例がきっかけであったとされてい の二つの判例とは、SEC v. F.O.Baroff Co.判決 る。 そ

した者について、 回区合衆国控訴裁判所は、 SEC v. F.O.Baroff Co.判決において、 債務者に有価証券を貸 第二巡

> 注 K

る。

顧客該当性を次のように述べて

証券を貸した者であり、 とがわかる。本件の請求者は、投資や取引と関係なく 者が破たんした場合に投資者を保護することであるこ は、 : 当事者の一方が、もう一方からの信頼を受け、 立法資料からは、 証券業者と顧客の間に存在する信認関係 SIPAの主要な目的 請求者と当該証券業者との が、 証 [筆者 間

ないという関係であり、 の者の利益を念頭において行動、 当該関係が存在する当事 助言しなければ なら 者間

では、 権債務関係である。よって、 してきた」の要素がない。 信頼をする方の保護が図られるように法が発展 それは、 顧客該当性は否定され せいぜ r V 通常 0)

だろうか。ハンド裁判官 請求者は それで補償を受けるのに十分で決定的といえるの 制定法の定義に文言上は含まれる。 [筆者注:第二巡回区合衆国 しか

る。

控訴裁

(判所の著名な裁判官(一九二四―一九五一)]

は

明

白

な立

法 目 的

に照らして、文言上あまり

13

わ 狭

れることのないよう、

明快に説き勧めていた。

あるいはあまりに広いと思われる言葉の罠に囚

者と顧客の間には信認関係の要素が必要という要 Corp. 判決は、Baroff 判決で述べられた、 b う 1 つ の、SIPC v. Executive Securities 証

件をそのまま引用して、 破たんした証券業者に証

券を貸した者の取引顧客該当性を否定した。 これを受けて、議会は、「『顧客』の定義は、

とに鑑み、 業を通常行う過程で』受領した証券のみが、顧客 の請求の基礎となるとの立場を取っている。」こ 判例法が、 あり、それが一般的に顧客を特徴づける。最近の 務者と一種の信認関係に立つ者のみを含むべきで 現在の定義から証券を貸す者を削除す 同定義について、 『証券業者として事 債

べきとして、「顧客」の定義を改正したのである。

ち立てていたように思われる。

具体的には、当該証券業者が、証券業者として

こなかったと思われる。むしろ、裁判所は、それ ることで、「顧客」該当性を判断することはして られている全ての要件を満たしているかを審査す の中心にあった。ただし、制定法上の定義に含め

の一部のキーワードを取り出すことで、基準を打

ち、 を預託(entrust)していたか、そのうち金銭 うな基準が使われてきたように思われる。 などの制定法上の定義の文言が用いられ、次のよ 該証券業者に金銭を預託したこと (同(2)(B)) course of its business)、証券を受領した、取得し ♡ (for the purpose of purchasing securities) の通常の業務の過程において (in the ordinary (A))、または、請求者が、証券を購入する目的 たまたは保管したこと(15 U.S.C.§ 78III(2) 請求者が当該証券業者に金銭または有 価証 すなわ 当

3 (i) 裁判所が重視してきたもの 一顧客」該当性に関する要件

では、実際裁判所は、SIPAのもと請求者が

は、 準で判断してきたのであろうか。もちろん裁判所 |顧客||に当たるか否かについて、どのような基 制定法上の定義を無視したわけではなく、

に参照し、その文言は「顧客」該当性の判断基準

0

業務の過程」といえるものであったか、などであ して当該金銭の預託は 預託なら「証券を購入する目的」であったか、 「証券業者としての通常 そ 0

る。

引 うに、 託の「証券業者としての通常の業務の過程」 ういった関係に立つとされてきたからである。 うことが、「顧客」該当性の要件として課せられ 関係またはそれに準ずる関係があったか否かとい ることもあった。 であるか否かを決めるうえで、 「信認関係」に準ずる関係の存在などを、「顧客」 また、 このように、 が 債務者である証券業者と請求者の 目 前出 的 0 0 「金銭 裁判所は、「証券市場における取 Baroff 判例法上、 有 判決で述べられてい 価証券の預託」、 証券業者と顧客はそ 重要な要素として 間に信認 当該預 性、 たよ

> (ii)223 F.3d 1296(11th Cir. 2000). 具体的 事例 ——In re Old Naples Sec. Inc.,

ON証券) ことが議論されてきたのかについて検討する。 の概要は、以下のとおりである。 り上げる判決は、Old Naples 証券会社 ここでは、具体的事例をめぐって、どのような の破たん処理を巡るものである。 以 事実

取

のスキームに投資し損害を被った者である。 Ponzi スキームとは、 わすことで実現するものである〕。請求者は、 キームを用いた詐欺を行っていた レジデントであり、 る高いリターンを他の投資者からの投資資金をま ON証券を使って Ponzi ス 典型的には、 投資者に対 [筆者注 そ す

PAのもと選任された受託者は、

請求者が当該

S

考慮してきたと思われる。

AはON証券を買収した者で、

かつ

同

三証券の。

゙゙゙゙゙゚゚

討し、

顧客該当性を肯定した。

まず一つ目の要件である、

ON証券に金銭を預託し

判所の判断を維持したため、受託者とSIPCが受託者とSIPCが上訴し、合衆国地裁は破産裁はそれを破棄して顧客該当性を肯定した。そこで

上訴したのが本件である。

「通常の業務の過程」であったか――について検的」であったか、その預託は〇N証券にとって的」であったか、その預託は「証券を購入する目託していたか、その預託は「証券を購入する目の要件――請求者は〇N証券に金銭を預

は債務者の代理人として行為していた。よって、一つは債務者の代理人として行為していた場合にした相手が当該証券会社の代理人として行動していたして(直接)投資した場合にも補償は受けられない。他方、証券業者を通じて投資しようとしたが、その業他方、証券業者を通じて投資しようとしたが、その業をの役職員に騙された場合には補償される。本件でA

は債務者の代理人として行為していた。よって、一つ

の要件は満たされる。

二つ目の、その預託は

「証券を購入する目的」で

目

れない。本件は、前者といえ、この要件は満たされが、Aが社債を自分の名義で購入し利益を投資者間でが、Aが社債を自分の名義で購入し利益を投資者間でする、またはAに融資する目的と解されるなら満たされる。またはAに融資する目的と解されるなら満たされる。本件は、前者といえ、この要件は満たされれない。本件は、前者といえ、この要件は満たされれない。本件は、前者といえ、この要件は満たされ

されない。もっとも、当該証券業者が受領、取得また者の財産を実際に受領、取得または占有したことである。よって、請求者が当該証券業者以外の者に小切手を振り出したとしても、それだけで顧客該当性は否定を振り出したとしても、正券業者が請求

る。

請求者は、

Aが請求者の名義で社債を購入するこ

さないことになる。

保護されることは とを信じていた十分な証拠が存在するからである。 請求者が、当該金銭について、 請求者が、 他 の判決で述べられている。

購入する社債を特定していなくても た た

必要である。また、「投資スキーム」 れるのにそれを意図的に無視しては、この要件を満た ることの最も漠然とした指示以上の指示をすることは 証券市場に投資す への参加が疑 わ

務の過程」だったかの要件について、本件でこの要件 三つ目の、 当該預託はON証券にとって「通常の業

銭の は要求され、 たすことは要求されていないからである。ある条文で 預託が問題となっており、 同じ法律の他の条文では要求されていな 条文上、 この要件を満

を満たすことは不要と考える。

なぜなら、本件では金

認関係の要素が (「通常の業務の過程」 ある取引か否かが審査されるのだか か否かを判断しなくても

十分である。

5

(iii) このように、 具体的 事案 第一一 の検 討 巡回 区合衆国控訴

裁

判

所

は、請求者について、社債を自分名義で購入する

ために金銭を債務者に預託したとして、

顧客該当

性を認めた。 に送金したとしても、証券業者が は、本件の請求者のように当該証券業者以外の者 すなわち、 つ目の要件について 請 求者を担

請求者の財産を実際に受領、 当した役職員が当該証券業者の代理人として といえるなら、 満たされるとした。二つ目 取得または占有した の要件

常に漠然とした指示以上の指示を業者にし、また ることを請求者が合理的に信じており、 については、 請求者が、 社債を自分名義で購入す かつ、 非

的

をもって金銭が預託されていたか否か、

さらに信

V

・とき、 る。

意図

[的にそうしてい

るという推定が働くので

伝

統的な意味での

「証券を購入する

Ħ

-135

(in the ordinary course of its business)」要件は、
る社債を証券業者に特定していなくても満たされる社債を証券業者に特定していなくても満たされるとした。三つ目の要件の、「通常の業務の過程

前述のとおり、制定法上の文言に由来するもので

は十分であることから、満たされる必要がないとは十分であることから、満たされる必要がないとは一分での証券の購入を目的とした金銭の預託であったか、信認関係の要素がある取引か──で判断すれか、信認関係の要素がある取引か──で判断すれか、信認関係の要素がある取引か──で判断すれか、信認関係の要素がある取引か──で判断すれた。

と整合する形で)の基準が発展し、それで解釈さに一定の敬意が払われながらも、判例法上(先例客」の該当性は、制定法上の定義が存在し、それる「配」のように、SIPAの補償対象となる「顧

れることになったのである。

金制度──米国との比較から見え
Ⅳ.わが国における投資者保護基

てくること

て顧客を保護することに置いていた。そこで保護務の中心を、証券業者の破たん処理手続きにおい保護基金制度は、制定法上も判例法上も、その任これまで見てきたように、米国における投資者

の存在などを満たすことが要求され、実際は、多常の業務の過程」性、「信認関係」に準ずる関係証券の預託」、当該預託の「証券業者としての通要件または判例法上発展してきた要件である、要件または判例法上発展してきた要件である、

くの事案で、証券業者(またはその役職員である

I P

A]の目的は、

素人で証券取引に参加する者

とから不利な地位に置かれるべきではない。[S

でない又は不誠実な証券業者を選んでしまったこ 念が、ある判決で次のように述べられている 害を被った者でこれらの要件を満たした請求者が [証券業者を]信頼した顧客が、 「顧客」として認められてきた。この背後ある信 軽率な、 倫理的

ブ

D

]

カー)による詐欺(Ponzi スキーム)

で損

が、 re Gibralco, Inc., 53 B.R. 324, 329 (Bankr.F 護を受けられるよう、 証券業者を誤って選択してしまったときに保 保証することである。」(In

を信頼した「素人で証券取引に参加する者」に、 可 D.Cal. 1985))。すなわち、米国で考えられてい 及的 「顧客の保護」とは、そのような「証券業者 速やかに、 当該証券会社に預託 した有価証

> 度を通じて、どのような これに対して、 わが国では、 「投資者の保護」(金 投資者保護基金 商 制

るのだろうか。同基金が補償した事例がまだ二つ 法七九条の二一)が図られるべきと考えられてい しかなく、補償対象となる「顧客資産」(金商

解釈が示されたのは一件 (証取法)七九条の二○第三項)の該当性につい (前述の南 証券の破たん

7 法

き課題は多いように思われる。 を巡る判決) るとは言 い難 のみであり、 61 状況であるところ、 議論が十分なされ 検討されるべ

7

- 137 **-**--

[参考文献

本文中に掲げたもののほ

者保護基金制度を中心に Hazen, 松岡啓祐 Thomas Lee [2009], The Law of Securities 『証券会社の経営破綻と資本市場法制 (中央経済社、二〇一三年

Regulation (6th ed.) §14.24, West Publishing

(まんざわ ようこ・当研究所主任研究員) 券または金銭を返還または補償することなのであ

る